

四日市市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第4号

四日市市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

四日市市職員の育児休業等に関する条例（平成4年四日市市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）及び市長が別に定める職員を除く。）以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ及びウ (略)</p> <p>(部分休業を請求することができない</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）及び市長が別に定める職員を除く。）以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) <u>引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ及びウ (略)</p> <p>(部分休業を請求することができない</p>

職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の
条例で定める職員は、次に掲げる職員
とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤
務時間を考慮して規則で定める非常
勤職員（パートタイム会計年度任用
職員及び市長が別に定める職員を除
く。）以外の非常勤職員（地方公務
員法第28条の5第1項又は同法第
28条の6第2項に規定する短時間
勤務の職を占める職員（以下「再任
用短時間勤務職員」という。）を除
く。）

(妊娠又は出産等についての申出があ
った場合における措置等)

第24条 任命権者は、職員が当該任命
権者に対し、当該職員又はその配偶者
が妊娠し、又は出産したことその他こ
れに準ずる事実を申し出たときは、当
該職員に対して、育児休業に関する制
度その他の事項を知らせるとともに、
育児休業の承認の請求に係る当該職員
の意向を確認するための面談その他の
措置を講じなければならない。

職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の
条例で定める職員は、次に掲げる職員
とする。

(1) (略)

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職
員（パートタイム会計年度任用職員
及び市長が別に定める職員を除
く。）以外の非常勤職員（地方公務
員法第28条の5第1項又は同法第
28条の6第2項に規定する短時間
勤務の職を占める職員（以下「再任
用短時間勤務職員」という。）を除
く。）

ア 引き続き在職した期間が1年以
上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの
勤務時間を考慮して規則で定める
非常勤職員

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第25条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

第26条 (略)

第24条 (略)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(総務部人事課)